

老発0426第2号  
令和6年4月26日

各都道府県知事・指定都市市長 殿

厚生労働省老健局長  
(公印省略)

「民間事業者による在宅配食サービスのガイドラインについて」の一部改正について

「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」(令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会)及び「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」(令和4年12月21日デジタル臨時行政調査会)において、「常駐・専任規制」((物理的に)常に事業所や現場に留まることや、職務の従事や事業所への所属等について、兼任せず、専らその任にあたること(1人1現場の紐付け等)を求める規制をいう。)に該当するアナログ行為を求める場合があると解される規定について、所定の時期までに見直すこととされたことを踏まえ、今般、「民間事業者による在宅配食サービスのガイドラインについて」(平成8年5月13日老振第46号厚生省老人保健福祉局長通知)の一部を別添のとおり改正することとしたので、御了知の上、管内の市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その取扱いにあたっては遺漏なきよう期されたい。

## ○ 民間事業者による在宅配食サービスのガイドラインについて（平成 8 年 5 月 13 日老振第 46 号厚生省老人保健福祉局長通知）（抄）

新	旧
<p>別紙 在宅配食サービスガイドライン</p> <p>1 基本的事項 (1)・(2) (略) (3) 在宅配食サービスの実施に当たっては、食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)、栄養士法(昭和 22 年法律第 245 号)、調理師法(昭和 33 年法律第 147 号)、<u>健康増進法(平成 14 年法律第 103 号)</u>等の公衆衛生に関する法令等を遵守すること。 (4) (略)</p> <p>2 職員に関する事項 (1) 職員の配置 職員については、栄養士を配置するなど適切な配置を行うとともに、サービスの実施を指揮・監督する管理責任者並びに<u>事業所ごとに調理及び配食の各部門の責任者を配置すること。当該調理及び配食の各部門の責任者について、他の事業所等との担当の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えないこと。</u> なお、調理部門においては調理師を配置することが望ましいものであること。 (2)・(3) (略) 3～5 (略)</p>	<p>別紙 在宅配食サービスガイドライン</p> <p>1 基本的事項 (1)・(2) (略) (3) 在宅配食サービスの実施に当たっては、食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)、栄養士法(昭和 22 年法律第 245 号)、<u>栄養改善法(昭和 27 年法律第 248 号)</u>、調理師法(昭和 33 年法律第 147 号)等の公衆衛生に関する法令等を遵守すること。 (4) (略)</p> <p>2 職員に関する事項 (1) 職員の配置 職員については、栄養士を配置するなど適切な配置を行うとともに、サービスの実施を指揮・監督する管理責任者並びに<u>各事業所ごとに調理及び配食の各部門の責任者を配置すること。</u> なお、調理部門においては調理師を配置することが望ましいものであること。 (2)・(3) (略) 3～5 (略)</p>